

一般社団法人青色21ネットワーク研究会設立に至る経過報告

昭和25年の結成以来、全国各地の青色申告会は任意団体として、青色申告制度の普及と納税思想の高揚に努め、自主申告制度の健全な発展に努めて来た。昭和から平成へと時代が変わる頃、都市部を中心に、組織の永続性とより良い会活動を目指し、国税認可の社団法人へと移行する青色申告会が相次いだ。

法の認可に沿った、公益法人活動を推進するには、会計基準・登記・民法及び各種指針等の幅広い運営情報が必要になる。しかし、本部である全国青色申告会総連合では、なぜか社団法人関係の情報の発信を差し控えている状況にあった。

この頃、政府による公益法人制度改革の情報がマスコミ等で盛んに報じられるようになって来た。情報の概要は「新制度では現在の公益法人は特例民法法人となり、猶予期間を経て公益社団法人か一般社団法人か、或いは、解散を選択しなければならない」という内容であった。

東京から離れた地方の青色申告会ではこうした状況に苦慮し、青色申告会の社団法人化推進の責任者であった、元全国青色申告会総連合特別顧問の吉田先生にご相談をし、平成15年4月、「主として名古屋国税局以西の人格ある青色申告会の情報交換、相互研鑽そして未来志向の集まりである青色21ネットワーク研究会」を立ち上げた。

草創期の多難な環境の中で、ご尽力を頂いた中川会の河村会長・宇野専務理事のご功績や、毎回、御来賓としてご臨席を頂いた国税当局のご支援を忘れることは出来ない。

この研究会では毎年、研究集会、サマーセミナー等の実施により、青色申告会が直面する様々な問題や実態に即したタイムリーな研修会を開催して来たが、当然のことながら、新公益法人制度に関する研修も幾度となく開催された。これらの研修会を通じて、「会員会だけでなく研究会自体も法人格を取得したらどうか」との声が次第に高まり、昨年夏以降、再三にわたる慎重な協議を重ねた結果、一般社団法人へと移行する準備の推進が承認された。

そして、本年8月、京都でのサマーセミナーにおいて、一般社団法人への移行が決議された。正式には年末の研究集会・総会において当研究会を解散し、『会員会に対する範を研究会自らが示し、より充実した研究集会の開催と組織基盤の確立等』を目的とした、一般社団法人青色21ネットワーク研究会設立を承認することになった。

距離的に会員各会との連絡が大変に難しいという状況下にはあったが、吉田特別顧問のご指示や国税当局のご支援を頂きながら、綿密に移行事務を進め、何とか本日の設立総会を迎えることが出来た。しかし、一般社団法人への移行は当研究会が目指す目的ではなく、新しい時代に対応した研究会活動の出発点であると考えている。

本日ご承認を頂く、一般社団法人青色21ネットワーク研究会の活動が、多くの会員会の活動や多くの納税者の豊かな生活づくりに寄与し、ひいては「より良い明日の日本を支える一助になれば」と願いつつ経過報告と致します。

平成21年12月3日

青色21ネットワーク研究会